

2019年8月29日
 ペッツファースト少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者様へ

この度の災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。
 ペッツファースト少額短期保険では、災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対して以下の措置を適用させていただきます。

「保険料払込猶予期間の延長」

お客様のお申し出により、保険料の払い込みについて、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望のお客様は、弊社カスタマーサポートまでお申し出ください。

カスタマーサポートセンター 0120-226-776

(受付時間：平日 10:00～18:00)

災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	住家被害 (世帯)	備考
【佐賀県】 佐賀市 (さがし) 唐津市 (からつし) 鳥栖市 (とすし) 多久市 (たくし) 伊万里市 (いまりし) 武雄市 (たけおし) 鹿島市 (かしまし) 小城市 (おぎし) 嬉野市 (うれしのし) 神埼市 (かんだきし) 神埼郡吉野ヶ里町 (かんだきぐんよしのがりちょう)	8月28日	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

<p>三養基郡基山町 (みやきぐんきやまちょう)</p> <p>三養基郡上峰町 (みやきぐんかみみねちょう)</p> <p>三養基郡みやき町 (みやきぐんみやきちょう)</p> <p>東松浦郡玄海町 (ひがしまつうらぐんげんかいちょう)</p> <p>西松浦郡有田町 (にしまつうらぐんありたちょう)</p> <p>杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう)</p> <p>杵島郡江北町 (きしまぐんこうほくまち)</p> <p>杵島郡白石町 (きしまぐんしろいしちょう)</p> <p>藤津郡太良町 (ふじつぐんたらちょう)</p>	<p>8月28日</p>	<p>令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条 第1項第4号 適用</p>
--	--------------	--	--

以上